

# 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程

## (目 的)

第1条 この規程は、土木施設の愛護を行う団体に対し、必要な支援又は清掃等の業務委託を行うことにより、持続的な土木施設の愛護活動を促進し、土木施設の愛護の思想の普及及び土木施設の維持保全を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において「土木施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の規定による一般国道のうち県の管理に係るもの及び県道（以下「道路」という。）
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園のうち県の管理に係るもの（以下「公園」という。）
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定による一級河川のうち県の管理に係るもの及び二級河川並びに砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地のうち県の管理に係るもの（以下「河川」という。）
- (4) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設及び同条第2項に規定する公共海岸のうち県の管理に係るもの（以下「海岸」という。）
- (5) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第3項に規定する港湾区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの（以下「港湾施設」という。）並びに漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設及び同法第2条に規定する漁港の区域内にある海岸のうち県の管理に係るもの（以下「漁港施設」という。）

## (愛護ボランティア団体の登録)

第3条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄の総合事務所長又は県土整備事務所長（日野郡の土木施設の愛護活動を行う団体にあつては西部総合事務所日野振興センター所長、鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体にあつては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体にあつては境港水産事務所長。以下「所長」という。）を経由して、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る団体を土木施設愛護ボランティア団体（以下「愛護団体」という。）として登録し、その旨を所長に通知するとともに、当該団体に対し、様式第2号による登録証を交付するものとする。
- 3 所長は、前項の規定により登録した愛護団体について、団体の名称及び代表者の氏名、団体の所在地及び連絡先、構成人数、活動予定場所、登録日等を明記した台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。

## (愛護ボランティア団体の登録の変更)

第4条 前条第2項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第3号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届を所長に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による提出があつた愛護団体について、前条第3項の規定により作成した台帳を修正し、及びこれを保管するものとする。

(愛護ボランティア団体の登録の取消し)

- 第5条 第3条第2項に規定する登録を受けた愛護団体がその登録の取消しを受けようとするときは、様式第4号による土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書に同項の登録証を添えて、所長を経由して、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による提出があった愛護団体についてその登録を取り消し、その旨を所長に通知するものとする。
- 3 所長は、前項の規定により登録を取消された愛護団体に関する台帳を廃棄するものとする。

(愛護団体の活動)

- 第6条 愛護団体が実施する活動の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。
- (1) 道路の清掃、除草、植栽管理、歩道除雪又は高木の防除
- (2) 公園の整地、清掃、除草、植栽管理又は高木の防除
- (3) 河川の清掃、除草、植栽管理又は高木の防除
- (4) 海岸の清掃又は除草
- (5) 港湾施設又は漁港施設の清掃、除草又は植栽管理
- (6) その他土木施設の愛護の思想の普及のために必要な活動

(支援等)

- 第7条 知事は、別に定めるところにより、愛護団体が行う前条の活動に対し必要な支援を行うとともに、愛護団体に対し清掃等の業務委託を行うことができる。

(表彰)

- 第8条 知事は、別に定めるところにより、活動実績の優秀な愛護団体に対して、その功労に報いるとともに、土木施設の愛護の思想の普及を図るため、表彰することができる。

(愛護ボランティア団体活動推進協議会)

- 第9条 愛護団体の活動の円滑な推進に資するため、中部総合事務所県土整備局、西部総合事務所米子県土整備局若しくは日野振興センター日野県土整備局又は各県土整備事務所（鳥取港若しくは田後港又は網代漁港に係る愛護団体にあつては鳥取港湾事務所、境漁港に係る愛護団体にあつては境港水産事務所）に愛護団体の役員並びに市町村及び知事の事務部局の職員を構成員とする愛護ボランティア団体活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、毎年度末に開催するものとし、ボランティア支援制度の周知及び意見交換を行う。

(その他)

- 第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年5月15日から施行する。  
(鳥取県道路等愛護奨励規程の廃止)
- 2 鳥取県道路等愛護奨励規程（昭和43年鳥取県告示第511号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際現に旧規程第3条第3項の規定により結成届を提出している団体は、第3条第3項の規定による登録を受けた団体とみなす。

附 則

この告示は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の規定により交付されている登録証は、この告示による改正後の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の規定により交付されている登録証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(以下「新规定」という。)第 4 条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以降に提出する土木施設愛護ボランティア団体登録変更届について適用し、施行日前に提出されたものについては、なお従前の例による。

3 新規程第 6 条の規定は、施行日以後に行われる活動について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第 6 条の規程は、この告示の施行の日以後に行われる活動について適用する。

様式第1号（第3条関係）

土木施設愛護ボランティア団体登録申請書

年 月 日

職 氏 名 様

団体の名称  
代表者 住 所  
氏 名

土木施設を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体としての登録を受けたいので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 団体の名称及び代表者の氏名
- 2 団体の所在地及び連絡先
- 3 構成人数
- 4 活動予定場所
- 5 その他

## 登 録 証

団体名

土木施設を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体として、貴団体を登録したことを証します。

年 月 日

職 氏 名



様式第3号（第4条関係）

土木施設愛護ボランティア団体登録変更届

年 月 日

職 氏 名 様

団体の名称  
代表者 住 所  
氏 名

下記のとおり登録内容に変更があったので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第4条第1項の規定により届け出ます。

記

	変更前	変更後
代表者の氏名		
団体の所在地		
連絡先		
構成人数		
活動予定場所		

様式第 4 号（第 5 条関係）

土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書

年 月 日

職 氏 名 様

団体の名称  
代表者 住 所  
氏 名

下記の理由により土木施設を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体としての登録を取り消してほしいので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第 5 条第 1 項の規定により登録証を添えて申請します。

記

登録の取消しを求める理由